

前橋市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案					現行				
(名称及び位置) 第3条 農村環境改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。					(名称及び位置) 第3条 農村環境改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称		位置			名称		位置		
前橋市大胡地区農村環境改善センター		省略			前橋市東部地区農村環境改善センター		前橋市小屋原町1857番地3		
省略					前橋市大胡地区農村環境改善センター		省略		
省略					省略				
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)				
名称	室名	使用料			名称	室名	使用料		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時			9時～ 12時	13時～ 17時	18時～ 22時
前橋市大胡地区農村環境改善センター	省略				前橋市東部地区農村環境改善センター	生活相談室	320円	490円	490円
						料理実習室	320円	440円	440円
			多目的ホール	1,540円		2,080円	2,080円		
			工作室	270円		320円	320円		
			農事研修室	490円		710円	710円		
			視聴覚室	320円		440円	440円		
省略					前橋市大胡地区農村環境改善センター		省略		
省略					省略				
摘要 省略					摘要 省略				